

戸田川緑地（陽の郷）の電気・水道水供給覚書

緑政土木局緑地部緑地施設課（以下「甲」という。）と子ども青少年局子ども育成部子ども育成課（以下「乙」という。）は、戸田川緑地（陽の郷）（以下「戸田川緑地」という。）の電気及び水道水の供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（区域）

第1条 この覚書の対象となる区域は、別図のとおりとする。

（目的）

第2条 甲は、戸田川緑地内に設置した乙所管の「とだがわこどもランド」（以下「こどもランド」という。）に電気・水道水を供給する。

（使用の制限）

第3条 乙は、この覚書による供給電力及び供給水道水をこどもランドの別図区域内の施設のために使用するものとする。

（支払）

第4条 乙は、甲の請求に基づいて、電気料及び上下水道料を支払うものとする。

2 前項の料金は、使用量の按分により算出するものとする。

（支払の代行）

第5条 甲及び乙は、前条の規定による請求・料金支払等を、それぞれ戸田川緑地及びこどもランドの指定管理者に行わせることができる。

（周知）

第6条 甲及び乙は、この覚書の内容をそれぞれ戸田川緑地及びこどもランドの指定管理者に周知するものとする。

（覚書の期間）

第7条 この覚書締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、甲乙の双方に異議のないときはこの期間を1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときもまた同様とする。

（覚書の終了）

第8条 期間が満了し、覚書の更新について甲乙のいずれかに異議があるとき、また、期間内において、甲乙いずれかから覚書解除の要求があるときは、本件覚書は終了する。

(雑則)

第9条 この覚書の各条項について疑義を生じた事項、または、この覚書に定めない事項については、甲・乙双方協議のうえ定めるものとする。

第10条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの覚書を履行しなければならない。

第11条 平成8年4月1日に締結した「電気・水道水供給覚書」は、平成18年3月31日をもって終了する。

この覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 緑政土木局緑地部緑地施設課長

乙 子ども青少年局子ども育成部子ども育成課長

戸田川緑地 (陽の郷) 管理区域

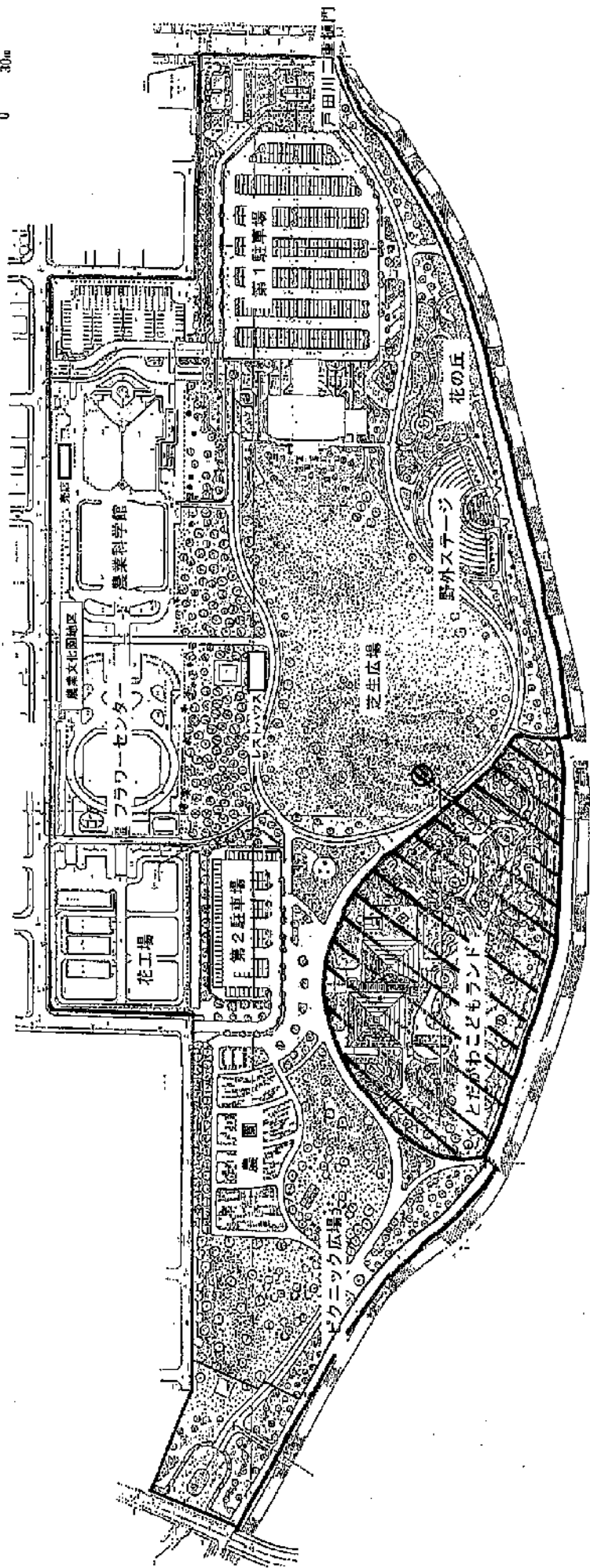
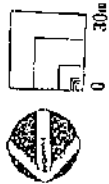
凡例



緑政土木局管理区域



子ども青少年局管理区域



戸田川

同意書

私は、令和7年12月5日から令和10年度に予定されている港区役所南陽支所複合庁舎への移転までの期間（以下、「期間」という。）について、戸田川緑地内に設置した港区役所南陽支所及び港保健センター南陽分室の仮設庁舎を運営するにあたり、下記のことにご同意します。

記

- 1 期間は、港区役所南陽支所複合庁舎の建設工事状況等により、前後することがある。
- 2 期間中の仮設庁舎の運営によって発生する水道料金及び下水道使用料（以下、「上下水道料金」という。）を負担する。
- 3 上下水道料金は、緑政土木局緑地部緑地利活用課（以下、「緑地利活用課」という。）の請求に基づいて、支払うものとする。
- 4 緑地利活用課は、3の規定による請求を指定管理者に行わせることができる。
- 5 3の規定による上下水道料金は、使用料の按分により算出するものとする。
- 6 水道メーターは、検定有効期限内のものを使用する。
- 7 水道メーターを接道した場所から、仮設庁舎の運営に使う水道水を供給する。
- 8 排水は、下水道法施行令（昭和34年政令147号）の水質基準を遵守する。

以上

令和7年12月3日

(あて先)

緑政土木局緑地部緑地利活用課長 様

同意者 名古屋市港区役所南陽支所区民生活課長
(担当者) 区民生活課課長補佐 服部 (052-304-8995)

名古屋市港区保健福祉センター健康安全課長
(担当者) 健康安全課課長補佐 松井 (052-651-6474)

戸田川緑地駐車場の管理運営について

この取扱いは、戸田川緑地の管理許可駐車場について、駐車料金を徴収する期間において適用する。

1 供用日時

行事の開催期間のうち、名古屋市との協議で定めた日時

2 駐車料金

車種	料金	
普通自動車	1回	500円
大型自動車	1回	1,200円
二輪車	1回	150円

※名古屋市との協議により認められた場合は、駐車料金を変更することができる。ただし、周辺駐車場の料金と均衡を保った額とすること。

3 駐車料金の減免

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）及び「有料公園施設使用料減免取扱要綱」に規定された減免措置と同等の減免を行うこと。
- (2) 減免の対応については、減免の対象となる手帳等について、係員の目視等で確認を行うこと。

4 運営における留意点

- (1) 公園管理車両及び業務車両を駐車する場合は、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- (2) 入庫での混雑時には、車両誘導を行い、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
- (3) 出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- (4) 災害や大雨などにより、駐車場を利用することが危険又は困難であると判断される場合は、駐車場の供用を一時中止するなどの対応を行うこと。

5 報告事項

駐車場の利用実績として、利用状況（利用台数、減免台数等）について、名古屋市が指定する期日までに名古屋市へ報告すること。また、名古屋市の求めに応じて、収支状況などのデータを提出すること。